

益城町農家の自力復旧事業 Q&A

問1. どのような事業ですか？

令和8年熊本地震により被災し、営農に支障をきたす本町内の農地について、農家自らが復旧工事を行った際に、その経費の一部を補助する事業です。

問2. 自力復旧事業とは？

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する事業に準ずる事業で、国庫補助の対象とされず、個人負担により復旧工事を行うことをいいます。

また、国庫補助事業での工事を申請された農地を、この自力復旧工事に変更することはできません。

問3. 申請できるのは誰ですか？

被災した農地の所有者又は耕作者です。益城町に住民票を置かれていない方も申請できます。

上記以外の方が申請される場合は委任状が必要になります。

問4. 被災した農地とは、具体的にどのような農地を指すのでしょうか？

- ・田んぼ、畑の面
- ・あぜ(畦畔)
- ・田畑への進入路

問5. 補助の内容を教えてください。

【 補助の対象経費 】 農地の復旧に関する経費

【 補 助 率 】 1か所につき、復旧に要した費用の1／2以内です。
(円未満切捨て)

【 補助金の上限額 】 1か所あたり20万円

問6. 問5において、補助の対象経費とありますが、具体的にはどのような経費を指すのでしょうか？

補助の対象経費 … 作業機械借上げ料、機械オペレーター賃金、資材等材料費、運搬費、燃料費、農家自らが行う復旧作業に対する日当（人件費）

※農家自らが行う復旧作業に対する日当以外の経費においては、領収書が必要です！

問7. 人件費（農家自らが行う復旧作業に対する日当）は、どのように計上するのですか？

人件費は、日当×作業日数で算定してください。

（日当の額）労働時間1日8時間を想定

・1人工当たり … 18,200 円／日（半日の場合は、9,100 円/半日）

作業内容の例 ・法面整形や掘削・捨土等の作業

・石礫除去や簡易な地ならし等の作業

・機械運転

※作業日がわかる作業出面表を作成し、ご提出ください。

問8. これから自力復旧した場合も、補助の対象となりますか？

令和9年3月31日までに完了する復旧工事であれば、対象となります。

問9. これから自力復旧を行いたいですが、事前にお金をもらえますか？

前払いの規定は設けておりません。復旧した後、全額を一括交付します。

問10. 家庭菜園は対象ですか？

対象となりません。

問11. 申請手続きについて教えてください。

以下のものを益城町産業振興課にご持参ください。

- ・ 農地自力復旧事業補助金交付申請書
- ・ 交付対象事業算定調書
- ・ 手続きされる方の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ・ 事業費の内訳のわかる書類(見積内訳書・領収明細書など)
- ・ 被害農地の位置図(被災箇所・範囲がわかるもの)※住宅地図など
- ・ 写真(施工前・施工後) ※復旧状況が判明できるもの
- ・ 印鑑(認印で可。スタンプ式は不可。)
- ・ 預金通帳(申請者名義の口座)
- ・ 【代理申請の場合】委任状
- ・ 【家族等の作業日当分を申請する場合】作業出面表
- ・ 【共有名義人の一人が代表して申請を行う場合】農地所有者の承諾書

※すでに復旧工事が完了している場合は、申請時に実績報告書・交付請求書及び預金通帳をご提出ください。

問12. 領収書をなくしたのですが？

農家自らが行う復旧作業に対する日当以外は、領収書が無い場合は補助できません。

問13. 申請はいつまでできるのですか？また、郵送での申請はできますか？

申請締切：令和9年3月12日(金)

申請については、原則、窓口のみとなります。

やむを得ない事情があるときは、事前にご相談ください。

★ 申請受付場所

益城町役場 産業振興課(庁舎2階)

★ 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(土曜、日曜、祝日、閉庁日は受付不可)

問合せ先

益城町役場 産業振興課 農林整備係
電話 286-3277(直通)